

(別添)

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（環境配慮契約法基本方針）の改正案に対する御意見の概要及びこれに対する考え方について

| 番号 | 主な意見の概要 | 意見に対する考え方（案） |
|----|---|--|
| 1 | <p>環境配慮型プロポーザル方式を採用する場合、施工時の CO₂ 排出削減も含めた提案を受けるものとすべき。そのための方法としてカーボンオフセットの類も認めるべき。</p> <p>これにより日本全体の温室効果ガスの削減と建設会社の施工時の温暖化対策の必要性に対する意識の向上を図ることができる。と考える。</p> | <p>環境配慮型プロポーザル方式の実施に当たっては、技術提案を求める項目のうち、1 つ以上に温室効果ガス等の排出削減に関する内容を盛り込むこととされています。したがって、発注者が施工時の CO₂ 排出削減を図るための技術提案が必要であると判断した場合は、当該項目に関する提案を求めることとなります。また、技術提案を求める項目の内容については、発注者が当該建築物の特性等を踏まえ、適切に設定することになります。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものですが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減、及び吸収の拡大に配慮した契約の推進に関する基本方針」とすべき。</p> | <p>環境配慮契約法に基づく基本方針については、法第 5 条第 1 項において、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」とすることが定められています。</p> |
| 3 | <p>「使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約」を、LCA の観点から「製造～使用～廃棄に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約」とすべき。</p> | <p>環境配慮契約法第 5 条第 2 項において、「使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約」についての基本的事項を定めることとされています。</p> |